



各位

平成 21 年 2 月 18 日

会社名 バンクテック・ジャパン株式会社
代表者名 代表取締役社長 三井所 清宏
(JASDAQ コード 3818)
問合せ先 執行役員管理本部長 三浦 裕政
(TEL. 044-578-5112)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 2 月 18 日開催の当社取締役会において、平成 21 年 3 月 27 日開催予定の株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条につきまして事業目的を追加するものであります。
- (2) 業務効率向上のため、現行定款第3条につきまして本店所在地を神奈川県川崎市に変更するものであります。
- (3) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年6月9日法律第88号）附則第6条第1項の定めにより、当社は株券の電子化の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。このため、現行定款第6条（株券の発行）の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、その他条数の繰上げおよび現行定款第8条、第9条、第10条、第37条の形式的な整備等を行うものであります。
- (4) 会社法の根拠条文に合わせるため、現行定款第23条および第30条につきまして表現を改めるものであります。

2. 定款変更効力発生日

平成 21 年 3 月 27 日

3. 変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

以上

別紙

変 更 案	現 行
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条（現行どおり） 第 2 条（現行どおり） 1.～6.（現行どおり） <u>7.労働者派遣事業</u> <u>8.</u>（現行どおり） 第 3 条（本店の所在地） 当社は、本店を<u>神奈川県川崎市</u>に置く。 第 4 条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条（現行どおり） （削除）</p> <p>第 6 条（現行どおり） 第 7 条（株式取扱規則） 当社の<u>株式に関する取扱い</u>は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第 8 条（株主名簿管理人） 1.当社は、株主名簿管理人を置く。 2.株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3.（削除）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条（条文省略） 第 2 条（条文省略） 1.～6.（省略） （新設） <u>7.</u>（省略） 第 3 条（本店の所在地） 当社は、本店を<u>東京都目黒区</u>に置く。 第 4 条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 5 条（条文省略） <u>第 6 条（株券の発行）</u> <u>当社は、株式に関する株券を発行する。</u> 第 7 条（条文省略） 第 8 条（株式取扱規則） 当社が発行する株券の種類ならびに<u>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する手続ならびに手数料</u>は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 第 9 条（株主名簿管理人） 1.当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。 3.<u>当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新</u></p>

<p>第9条（基準日）</p> <p>1.当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条～第15条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第16条～第21条（現行どおり）</p> <p>第22条（取締役の報酬等）</p> <p><u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第23条～第28条（現行どおり）</p> <p>第29条（報酬等）</p> <p>監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第30条～第33条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第7章 取締役及び監査役の責任免除</p> <p>第34条（現行どおり）</p>	<p><u>株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第10条（基準日）</p> <p>1.当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2. 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条～第16条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第22条（条文省略）</p> <p>第23条（取締役の報酬等及び退職慰労金）</p> <p><u>取締役の報酬等及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議により定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>第24条～第29条（条文省略）</p> <p>第30条（報酬及び退職慰労金）</p> <p><u>監査役の報酬等及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議により定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第31条～第34条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第7章 取締役及び監査役の責任免除</p> <p>第35条（条文省略）</p>
---	--

<p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第35条（現行どおり）</p> <p>第36条（剰余金の配当）</p> <p>1.株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2.前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第37条（現行どおり）</p>	<p style="text-align: center;">第8章 計算</p> <p>第36条（条文省略）</p> <p>第37条（剰余金の配当）</p> <p>1.株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2.前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第38条（条文省略）</p>
---	---